



平成 21 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社 山梨中央銀行  
代表者名 代表取締役頭取 芦澤敏久  
(コード番号 8360 東証第 1 部)  
問合せ先 総務部長 星野次夫  
(TEL. 055-233-2111)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、平成 21 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 106 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という。)の施行を機に現行定款の見直しを行い、以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第 6 条の定めにより、当銀行は株券電子化の施行日(平成 21 年 1 月 5 日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当銀行定款第 8 条(株券の発行)を削除し、併せて株券に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- (2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当銀行定款のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- (3) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (4) 「社債等登録法」が廃止されたことに伴い文言の削除を行うものであります。
- (5) その他、必要な規定および文言の加除、修正等所要の変更および条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線\_は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(商号) 第1条 (省 略) (目的) 第2条 (省 略) (1) ~ (省 略) (4) (5) 前各号の業務のほか銀行法、担保付社債信託法、 <u>社債等登録法</u> その他の法律により銀行が営むことのできる業務 (6) (省 略)	(商号) 第1条 (現行どおり) (目的) 第2条 (現行どおり) (1) ~ (現行どおり) (4) (5) 前各号の業務のほか銀行法、担保付社債信託法その他の法律により銀行が営むことのできる業務 (6) (現行どおり)
(本店の所在地) 第3条 ~ (省 略)	(本店の所在地) 第3条 ~ (現行どおり)
(自己の株式の取得) 第7条	(自己の株式の取得) 第7条
<u>(株券の発行)</u>	(削 除)
<u>第8条 当銀行は、株式に係る株券を発行する。</u>	(削 除)
(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 当銀行の単元株式数は、1,000株とする。	(単元株式数) 第8条 (現行どおり)
<u>2 当銀行は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u>	(削 除)
<u>(株券の種類)</u>	(削 除)
<u>第10条 当銀行の発行する株券の種類は、取締役会において定める株式取扱規則による。</u>	

現行定款	変更案
<p>(単元未満株式についての権利)  第11条 当銀行の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1)  ～ (省 略)</p> <p>(4)</p> <p>(単元未満株式の買増し)  第12条 (省 略)  2 (省 略)</p> <p>(株主名簿管理人)  第13条 (省 略)  2 (省 略)  3 当銀行の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当銀行においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)  第14条  ～ (省 略)  (除斥期間)  第49条</p> <p>(新 設)</p>	<p>(単元未満株式についての権利)  第9条 当銀行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1)  ～ (現行どおり)</p> <p>(4)</p> <p>(単元未満株式の買増し)  第10条 (現行どおり)  2 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)  第11条 (現行どおり)  2 (現行どおり)  3 当銀行の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当銀行においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)  第12条  ～ (現行どおり)  (除斥期間)  第47条</p> <p>附則  第1条 当銀行の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当銀行においては取り扱わない。  第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日  
定款変更の効力発生日

平成21年6月26日  
平成21年6月26日

以 上